

令和2年（2020年）3月11日

東日本大震災から9年を迎えて（会長声明）

岩手県司法書士会
会長 小山田 泰彦

平成23年3月11日の東日本大震災から9年が経ちました。

あらためて、震災の犠牲となられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆様には心からお悔やみを申し上げます。

当会は、全国の司法書士の協力のもと、仮設住宅への戸別巡回見守り相談を通じて、被災した方々に寄り添い、支援する活動を続けて参りました。これまでの活動の中で、お一人おひとりの抱える問題が各々異なり、多様かつ重層的であることを実感してきました。これは、その地域における被害状況や、被災した方々のご事情がそれぞれ異なるためです。

被災した方々に寄り添い、適切な支援を続けるためには、それぞれ異なる被害状況やご事情に合わせた、ニーズの把握、そして、そのニーズに沿った支援を届ける必要があります。それによって始めて、被災した方々にとって適切な支援及び情報提供となり得ます。

このような考えのもと、これまでの活動を行って参りましたが、司法書士・司法書士会だけではカバーできない、多様かつ重層的な問題が多くありました。多様なニーズに応える、きめ細やかな支援を行うためには、行政や他の専門士業団体等との連携が必要不可欠であると痛感し、今後に向けてもその重要性を感じているところです。

災害対策基本法は、国及び地方公共団体に対し、ボランティアとの連携を求めています（第5条の3）。他方で、専門士業団体や、多様な活動を行っている民間団体との連携については触れられていません。多様かつ重層的な問題を解決に向けて支援するためには、専門士業団体等との連携も欠かせないとの認識のもと、災害関連の法制度の在り方についても理解を深め、提言を行っていく必要もあると考えています。

必要な支援がそれぞれ異なるように、生活再建や復興のかたちもまた様々です。当会では、最後のお一人が生活再建を果たすまで、必要な活動を続けていく決意です。

また、今後の災害支援活動において活かすことができるよう、これまでの活動で得た経験を伝えることにも力を注いでいきます。